

業務中の眼球破裂事故から約2年後の精神障害発病に業務起因性が認められた事案

国・一宮労基署長(ティーエヌ製作所)事件

第1審 名古屋地裁 令和2年7月6日判決(労働判例1251号58頁)

第2審 名古屋高裁 令和3年4月28日判決(労働判例1251号46頁)(確定)(本判決)



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』(共著・日本法令) など。

本件は、業務中の事故により左眼球破裂した労働者が、労災保険法に基づく休業補償給付を請求するとともに、事故から約2年後に発病した精神障害についても療養補償給付等の請求をしたところ、いずれも不支給処分となったことから、その取消を求めた事案である。1審は、左眼負傷による通院日の休業補償給付を除き、いずれの請求も棄却した。これに対して、本判決は、精神障害発病についても業務起因性を認めた。事例判断ではあるが、同種事案の参考となろう。

1. 事案の概要

1) 当事者

(1) 訴えた側(1審原告、控訴人)

訴えたのは、自動車部品の製造等を行うA社(以下「本件会社」という。)の労働者(以下「X」という。)である。

(2) 訴えられた側(1審被告、2審被控訴人)

訴えられたのは、国である。

2) Xの請求の根拠

Xは、労災保険法に基づき、一宮労働基準監督署長(以下「処分行政庁」という。)がした以下の不支給処分の取消しを求めた。

① 平成26年6月1日から同年10月31日までの期間、左眼負傷による休業補償給付

② 心因反応(神経症性うつ病)を理由とした療養補償給付

③ 平成28年3月1日から平成29年3月31日までの期間、心因反応(PTSD)による休業補償給付

3) 本判決が認定した事実関係の概要

(1) X(昭和40年7月生)は、昭和61年5月、本件会社に入社し、平成24年10月当時成形業務を担当していた。

(2) 同月17日、Xが、成形機等のオペレーターとして、取出し機が製品を箱詰めする様子を確認するため、脚立に乗って目視する業務に従事していたところ、取出し機のチャック板が移動してX顔面の左眼を直撃し、Xの頭部がチャック板と成形機との間に挟まれるという事故(以下「本件事故」という。)にあった。Xは意識を消失し、気が付いた時には大量に出血していた。

(3) Xは、本件事故後直ちにA1病院に入院し、左強膜縫合術を受けた後、同月23日A2病院に転院、左硝子体手術を受

ける等し、11月19日に退院した。その後もXは、A1及びA2病院に通院し、平成25年5月13日には、再度A2病院に入院し、左硝子体手術等を受けた。Xは、手術後も断続的に左眼の疼痛を訴えた。

(4) A2病院退院後も、Xは、定期的に、A1病院、A2病院及び眼科A5病院において診察を受け、左眼の疼痛を訴えていた。その後も、左眼眼球破裂に対する手術等により角膜内皮障害等が生じ、角膜混濁、水疱性角膜症等となり悪化した。平成26年10月頃も悪化途上であった。

(5) Xは、平成28年2月29日左眼は光覚弁で症状固定となり、障害補償一時金の支給決定(障害等級8級1号)を受けた。

(6) Xは、本件事故前の平成13年11月から、アルコール依存症及びアルコール過剰摂取によるうつ症状の治療のため、A3病院に通院し、継続的にB3医師の治療を受けていた。

(7) 平成26年11月17日、Xは、B3に労災申請に必要な診断書の作成を依頼し、B3は、同日付で「心因反応(神経症性うつ病)」で、これは本件事故による二次的な非器質性障害であるとする診断書を作成、その後、平成27年11月22日付で病名を「外傷後ストレス障害(心因反応)」とする診断書を作成した。

(8) Xは、処分行政庁に対し、(ア)左眼負傷による休業補償給付、(イ)心因反応を理由とした療養給付及び(ウ)心因反応による休業補償給付を請求した。

(9) 愛知県労働局専門部会は、Xに発病した精神障害は適応障害であり、発症時期は平成26年10月頃とするのが妥当である旨の意見書を作成した。

(10) 処分行政庁は、上記(ア)については、通院日のみ休業補償給付を支給し、その余は不支給とする旨の処分(本件処分1

及び処分2)、(イ)及び(ウ)については、いずれも不支給とする処分(それぞれ本件処分3及び処分4)をした。

(11) なお、A1病院のB1医師は、平成26年6月23日、Xから職場復帰について尋ねられた際、危険な作業を避ける必要があるものの、事務作業は可能であると回答していた。本件会社も同年8月、Xが就労可能と思われる勤務先を提案していた。

2. 1 審判決の概要

本件の争点は、(1) Xに発症した精神障害の内容及び発症時期、(2) Xの精神障害に業務起因性が認められるか、(3) Xが精神障害の療養のため労働できない状態であったか、(4) Xが左眼負傷の療養のため労働できない状態であったかである。

1 審は、争点(1)につき、XがB3 に対し不安を感じている等を述べた平成26年10月29日時点で発病していた精神障害はPTSDではなく適応障害であったとした。

争点(2)については、「心理的負荷による精神障害の認定基準¹⁾」(以下「認定基準」という。)を参照した上で、Xの発病日は、本件事故の約2 年後であり、2 度目の入院からも1 年以上経過しており、Xの精神障害発病と時期的に離れた出来事であったこと等²⁾から業務起因性を否定した(争点(3)については検討不要と判断した)。

争点(4)については、「労働することができない」かどうかは、「直前の業務に従事することができない場合であっても」、「一定の労働が可能であれば、一般的に労働不能の状態にあるとはいえず『労働することができない』には当たらない³⁾と解すべきである」として、通院日以外の日の休業補償請求を否定した。

3. 本判決の要旨

本判決も、争点(1)及び争点(4)については、原審の判断を維持した。

他方、争点(2)及び争点(3)については、以下のように指摘して、業務起因性を認め、1 審判断を覆した。

本件の業務上の出来事による傷病の発生自体は精神障害発病の6 ヶ月より前であるが、左眼の症状が精神障害発症当時も悪化を続けて苦痛を生じていること等から、左眼の負傷は心理的負荷が「強」に該当するとした上で、「本件事故による心理的負荷及び左眼の負傷による心理的負荷は、負傷後の疼痛及び視力の低下も含めれば、Xと同程度の年齢・経験を有する平均的労働者にとっても相当強度なものであった⁴⁾というべき」であるとして、本件事故と適応障害の発病との間の相当因果関係を認めた。

ワンポイント解説

1. 心理的負荷となる出来事と精神障害発症の時期

厚生労働省が策定した認定基準は、行政処分の迅速かつ画一的な処理を目的に定められたものであり、裁判所の判断を拘束するものではないが、同基準は、その作成経緯等に照らし合理性があるとされ、従前の裁判例においても、精神障害の業務起因性については、同基準を参考に判断されている²⁾。本件でも1 審及び本判決ともに同基準³⁾を参考に判断している。もっとも、1 審と本判決とでは、1 審が本件事故と精神障害発病が時期的に離れていた点を重視したのに対して(下線①)、本判決は、心理的負荷となり得る負傷後の症状や治療経過も重視した(下線②)。この点に両判決の相違がある。精神障害発病前6 ヶ月の間に強い心理的負荷となる出来事が認められない場合であっても、それ以前に生

じた負傷等による苦痛が継続している場合には、それらを含めて業務起因性が認められるケースがあることを示唆する判決と言えよう。

2. 「労働することができない」状態について

本件では、左眼負傷を理由とした休業補償給付が認められるか否か、すなわち、Xが左眼負傷により「労働することができない」状態であったか否かも争われた。「労働することができない」が、労働者が疾病罹患の直前に従事していた業務を基準に判断するのか、あるいは、一般的に労働不能を指すのかは解釈が別れるところであるが、本件では、1 審も同判決も、後者の立場を採用した(下線②)。本件では、B1 医師が事務作業は可能と判断し、本件会社も就労可能と思われる勤務場所を提案していたことに照らせば、妥当な判断と考える。

1) 「心理的負荷による精神障害の認定基準について」基発1226第1号 平成23年12月26日。なお、同基準は令和2年8月21日付で、別表の心理的負荷となる出来事に「パワーハラスメント」が追加される等の改正がなされている。
2) 国・京都市上労働局長(島津エンジニアリング)事件 大阪高裁 令和2年7月3日判決 労働判例1231号92頁等
3) 認定基準は、業務起因性を認める要件として、1.対象疾病を発病していること。2.対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。3.業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないことの3要件を設けている。